

## 公 募 要 領

経済産業省経済産業研修所庁舎において  
飲料自動販売機を設置し、管理・運営業務を行う者の公募

経済産業省

経済産業研修所 管理課

令和4年11月

## 1. 概要

経済産業省経済産業研修所庁舎において研修員等来所者の利便性、職員の福利厚生に資するため、行政財産の使用許可を受けて有償により飲料自動販売機を設置し、管理・運営業務を行う者について、以下に記載する諸条件に従い募集する。

## 2. 設置施設の所在地及び名称

経済産業省経済産業研修所庁舎 東京都東村山市富士見町五丁目4番36号

## 3. 業務に係る条件

### (1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。(資料1参照)

### (2) 募集者数、設置機種・台数及び設置場所(資料2参照)

#### ①募集者数、設置機種・台数については以下のとおり。

1者

飲料自動販売機(複数種類の電子マネーが使用できる機種に限る) 缶・ペット式 3台

#### ②設置場所については以下のとおり。

本館研修棟1階(食堂入口前)、本館宿泊棟1階(ラウンジ)、本館研修棟3階

### (3) 環境等への配慮

地球温暖化対策等を踏まえ、設置機種は省エネタイプのものとする。

グリーン購入法における環境物品等の調達に関する基本方針の基準に適合していること。(資料3参照)

### (4) 使用許可期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

ただし、当省が必要と判断した場合は、使用許可開始から5年を超えない期間で国有財産の使用許可を年度ごとに更新することができる。

### (5) 事業者の選定方法

提出された企画提案書等を審査の上、得点上位者を選定する。

### (6) 事業者の負担する費用等

#### ①国有財産使用料

#### ②飲料自動販売機設置に係る電力・通信配線工事費

#### ③業務に必要な光熱水料及び電力・通信費

#### ④設備の維持、補修経費

#### ⑤その他飲料自動販売機の業務に要する一切の費用

※国有財産使用料は、国が算定する使用料以上で提案された使用料とする。

ただし、次年度以降、当該提案額が年度毎に国の算定する使用料を下回った場合は、国の算定する使用料とする。

※飲料自動販売機毎に電気メーターを設置し、使用量が確認できるようにすること。

※光熱水料の支払については、当省が指定する方法により納入すること。

#### (7) 使用上の制限

- ①営業時間は、原則として、24時間使用可能とすること。
- ②事業者は、行政財産の使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は名義貸し等を行うことはできない。
- ③飲料自動販売機に隣接した場所に販売した商品から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のゴミ箱を設置し、その処分を行う。ゴミ箱の設置は、床の使用面積に応じ使用料を徴収する。
- ④商品の補充、メンテナンス、ゴミ箱の廃棄物の回収については、原則、毎週1回以上は行うこと。
- ⑤飲料自動販売機、商品と廃棄物の搬出入及びその方法については当省と協議する。

#### (8) 国有財産使用許可にかかる条件等

以下に掲げる場合など、国有財産使用許可書第10条各号に該当する場合は、使用許可を行わない、又は使用許可の取り消しを行うことができる。

- ①国が使用財産を使用する必要性が生じたとき。
- ②事業者が使用許可条件に違背したとき。
- ③暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 等

#### (9) 使用許可終了時の条件等

使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、事業者は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。また、この場合、事業者は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

### 4. その他業務条件等

- (1) 自己の業務上の取引に関して、経済産業省の名義を使用してはならない。
- (2) 自らの責任において飲料自動販売機を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も当省に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 業務にかかる従業員(以下「従事者」という。)の身元、規律の維持、風紀及び衛生に関すること等人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 従事者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、従事させないこと及び当省に対して速やかに報告すること。

- (5) 当省の指示及び業務の遂行上知り得た当省の秘密に関する事項(書面等をもって提供した情報及び施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の機密性を保持し、これを業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。又、事業者は、自らの従事者に当該義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- (6) 債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合、その他業務に関して当省に損害を与えた場合には、当省に対し一切の損害を賠償するものとする。
- (7) 自己の都合により業務を解除しようとするときは、事前に当省と協議の上、2ヶ月前に書面にて当省に通知し、当省の指示する方法により解除することができる。
- (8) 自ら提出した企画提案書等に基づき業務を適正に履行すること。また、業務の遂行に当たっては、当省の指示に従うこと。
- (9) 設置した飲料自動販売機の転倒防止のために必要な措置を講じること。
- (10) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合には、営業許可を取得した後、飲料自動販売機を設置すること。
- (11) 故障及び商品の瑕疵等について、飲料自動販売機利用者又は当省からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。連絡先はフリーダイヤル0120、又はナビダイヤル0570、あるいは事務所等の固定電話とし、各販売機に当該番号を掲示すること。
- (12) 当省が求めた場合、飲料自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を、また会計年度における業務に関する収支計算書を速やかに当省に提出すること。

## 5. 企画提案書作成要領及び評価の観点

飲料自動販売機を設置し、管理・運営業務を行うことを希望する者は、以下の項目に基づき、企画提案を行うものとし、提出された企画提案書等を審査の上、得点上位者を選定する。(資料4参照)

企画提案にあたっては、以下に掲げる項目毎に日本語、A4判両面1～2枚程度で作成すること。様式・形式は任意とし、図や写真を利用して企画提案の内容をイメージしやすいものとする。

なお、以下の項目以外に提案したい事項、参考資料(パンフレット等)があれば、追加で提案すること。但し、日本語、A4判両面で5枚程度とすること。

### (1) 利便性、サービス等について

- ①取扱商品
- ②商品の販売価格
- ③飲料自動販売機の特徴等(機種及び特徴、使用可能な電子マネー等)
- ④商品の供給体制等
- ⑤メンテナンス、アフターサービス等
- ⑥災害時等の対応(災害時フリーバンドへの対応評価等)

### (2) 業務の実施体制について

- ①省エネルギー対策

②環境対策に係る取り組み

③安全管理、衛生管理

④社会的信用

⑤ 1㎡あたりの国有財産使用料

※国有財産使用料は、国が算定した1㎡あたり年額11,760円(令和4年度単価、消費税抜き)以上とする。

## 6. 応募の手続き

申請書及び企画提案書等の提出については、下記のとおりとする。

なお、郵送による場合は、提出期限内必着とし、書留など受付確認のできる方法で郵送すること。

### (1) 提出期限

令和5年1月13日(金)17時

### (2) 提出先

〒189-0024 東京都東村山市富士見町五丁目4番36号

経済産業省 経済産業研修所 管理課

電 話: 042-393-2521

### (3) 提出書類

- ・ 申請書(別添様式1) 1部
- ・ 業務確約書(別添様式2) 1部
- ・ 誓約書(別添様式3) 1部
- ・ (4)に定める申請書添付書類 1部
- ・ 企画提案書 5部

### (4) 申請について

申請書には以下の書類を添付すること。

①会社等概要

②法人の場合、定款又はそれにかわるものの写し(個人の場合、住民票の写し)

③法人の場合、法人登記簿謄本(個人の場合、個人事業の開廃業等届出証明書の写し)

④営業経歴書

⑤直近3期分の決算書

法人の場合: 貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書

個人の場合: 決算書等財産状態が確認できる書類

⑥法人税又は所得税及び消費税の納税証明書(未納のないことの証明)

⑦免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し

※公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のもの

#### (5) 注意事項

- ①上記(3)の誓約書(別添様式3)に該当する者は本公募に応募できない。
- ②提出された企画提案書等は、選定審査後も返却しない。
- ③企画提案書等の作成、提出及び本公募への応募にかかる費用は全て応募者負担とする。
- ④当公募において知り得た一切の秘密は、当省の承諾を得ることなく他に漏らしてはならない。
- ⑤事業者は、自らが提出した企画提案書の内容に従って飲料自動販売機を設置し、管理・運営業務を行うものとする。ただし、諸事情の変化により当省が変更を求めた場合は、この限りではない。
- ⑥提出された企画提案書等の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。
- ⑦提出された企画提案書等は、当公募における事業者選定の目的以外に使用しないものとし、非公開とする。
- ⑧本公募要領に記載のない事項及び細部については、都度当省及び事業者との間で協議する。

### 7. 事業者の選定方法について

以下の観点から審査を行い、1者を事業者として選定する。選定の結果は当省ホームページにて公表する。

#### (1) 形式審査

前記5. 及び6. に基づかない申請書及び企画提案書等であるときは失格とする。

#### (2) 適合審査

申請書及び添付書類から、以下のいずれか1つに該当すると認められる者は失格とする。

- ①飲料自動販売機を設置し、管理・運営業務を行う能力及び経験を有していない。
- ②税を完納していない。
- ③経営状況及び信用度が著しく悪化している、又は適正な業務履行が確保されない。
- ④暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているなど、前記6. (3)の誓約書(別添様式3)に該当する場合。

#### (3) 企画提案審査

企画提案書等の内容につき、前記5. 評価の観点等に基づき審査を行う。

#### (4) 経営・財政状況等審査

申請書及び添付書類等から、経営・財政状況等の審査を行う。

### 8. その他

#### (1) 公募に関する質問

- ①質問はメールで(2)の問合せ先に質問状(別添様式4)を用い令和4年12月26日(月)まで、受け付ける。

②内容によっては、公募の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

(2) 問合せ先

〒189-0024 東京都東村山市富士見町五丁目4番36号

経済産業省 経済産業研修所 管理課(担当:住川、長谷川)

電 話: 042-393-2521

E-Mail: [bzl-kensyukoubo@meti.go.jp](mailto:bzl-kensyukoubo@meti.go.jp)

(様式1)

## 申請書

令和 年 月 日

経済産業研修所長 殿

本社(店)所在地 〒 ー

商号又は名称  
代表者の氏名

法人・個人の別 法 人 ・ 個 人

担当者氏名:

電話:

FAX:

「経済産業省経済産業研修所庁舎において飲料自動販売機を設置し、管理・運営業務を行う者の公募」において、飲料自動販売機を設置し、管理・運営業務を行うことを希望するので、申請します。

なお、この申請書及び添付書類等の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(様式2)

## 業 務 確 約 書

令和 年 月 日

経済産業研修所長 殿

「経済産業省経済産業研修所庁舎において飲料自動販売機を設置し、管理・運營業務を行う者の公募」の応募に関し、公募要領に定める事項及び企画提案を行った業務等を確実に履行することを確約します。

本社(店)所在地 〒 ー

商号又は名称  
代表者の氏名

法人・個人の別 法 人 ・ 個 人

担当者氏名:

電話:

FAX:

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

### 3 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

### 4 警察への通報等

(1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

経済産業研修所長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の氏名

生年月日(個人の場合のみ) 年 月 日生

令和 年 月 日

経済産業研修所 管理課 宛

住所又は所在地	
商号又は名称	
担当者／所属、氏名	
連絡先／電話番号	
連絡先／E-mail	

## 質 問 状

質問内容